

北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会規則

第1 趣 旨

国の補助金の交付を受けて北海道において実施している農業農村整備事業等補助事業（以下「道営事業等」という。）の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図る観点から、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付け14農振第1906号生産局長、農村振興局長通知（以下「実施要領」という。））第5に基づき、農業土木、農業経済及び農村環境その他必要と認められる各分野の有識者で構成する委員会（以下「技術検討会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

第2 目 的

技術検討会は、北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施要領第4の規定に基づき作成した再評価結果書案及び事後評価結果書案について検討し、意見を提示する。

第3 構成等

- 1 技術検討会は、第1に定める者をもって構成することとし、委員は農林水産省生産局長及び農村振興局長が委嘱する。
- 2 委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。
- 3 技術検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第4 会議等

- 1 会議は、評価委員会から再評価結果書案及び事後評価結果書案について、検討又は意見を求められた時に開催する。
- 2 技術検討会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の公開等については、技術検討会が決定する。
- 4 検討結果については、公表する。ただし、個人情報等公表することが適切でないと技術検討会が判断する事項については、公表しないこととする。

第5 事務局

事務局は、農村振興局整備部水資源課とし、技術検討会の総括庶務を処理する。

附則

この規則は、平成20年10月15日から施行する。

この規則は、平成22年3月31日から施行する。

この規則の施行の際、現に農林水産省生産局長及び農村振興局長が委員として委嘱しているものについては、第3の1の規定による委嘱があつた者とみなす。